第７次
市原市地域福祉活動計画
【前期計画】

令和８（２０２６）年度 ～ 令和１２（２０３０）年度

令和８（２０２６）年７月

社会福祉法人市原市社会福祉協議会

はじめに

この度、市原市社会福祉協議会では、令和８（２０２６）年度から令和１２（２０３０）年度までの５か年を計画期間とする「第７次市原市地域福祉活動計画【前期計画】」を策定しました。

現在、地域では、少子高齢化や人口減少の進行などに伴い、地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足、ボランティア不足などの課題が深刻化している一方で、支援を必要とする人たちが抱える生活課題は以前より複雑化・多様化しており、既存の制度・サービスだけでは解決できない新たな課題も浮き彫りとなっています。

また、近年では、全国各地で地震、台風、豪雨などの自然災害が頻発し、私たちの生活を脅かしており、平時からこうした自然災害への備えも考えていかねばなりません。

さらに、令和２（２０２０）年から３年に及んだ新型コロナウイルス感染症の拡大では、行動の制限によって多くの人々の生活に影響を及ぼし、孤独・孤立などの社会問題がより顕著となるなど、コロナ禍を経て地域活動が再開された今、改めて、人と人、人と地域のつながりや支え合いがいかに大切であるかを痛感しました。

こうした地域でのつながりや支え合いの大切さが再認識される中、これまで築いてきた市原市（行政）と市原市社会福祉協議会のパートナーシップを深化させ、互いの役割を発揮しながら、誰ひとり取り残さない「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを一層推進していくことが求められています。

また、事業の推進にあたっては、地域住民をはじめ、関係団体・機関、社会福祉法人・福祉施設、ボランティア・NPO、企業など、多様な主体がそれぞれの特性を活かしながら、地域ぐるみで協働していくことが不可欠です。

「第７次活動計画」では、より身近な地域でのつながり・支え合いが推進されるよう、第６次活動計画の基本的な方向性を引き継ぎ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを発展させるべく地域福祉活動の展開を図ってまいります。

市民の皆様には、今後とも一層のご理解とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和８（２０２６）年７月

社会福祉法人市原市社会福祉協会議会
会　　長　船　山　慶　子

目　次

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨 …… 3
2　計画の位置づけ …… 4
3　地域福祉の圏域 …… 5
4　計画の期間 …… 7
5　SDGs との関連 …… 8

第２章　地域福祉活動の現状と課題

1　これまでの活動計画・地区行動計画の進捗状況 …… 11
2　第６次活動計画の評価 …… 13
3　地域福祉を取り巻く環境 …… 28

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念 …… 33
2　基本目標と施策の方向性 …… 34
3　重点的な取組 …… 35
4　計画の体系 …… 36

第４章　施策の展開

基本目標１「地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】」 …… 41
基本目標２「地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】」 …… 47
基本目標３「地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり　【共生】」 …… 55

第５章　計画の推進と評価

1　計画の推進体制 …… 65
2　進行管理と評価 …… 65
3　計画の指標 …… 68

資　料

計画策定の検討経過 …… 73

第１章

計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

市原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、社会福祉法第１０９条（注１）に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、平成８（１９９６）年に最初の「市原市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」）を策定して以来、おおむね５年ごとに改定を重ね、地域福祉推進の中心的な役割を果たしてまいりました。

令和３年９月には、第６次活動計画を策定し「互いを尊重し、互いに支え合い、誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまちの実現」を基本理念として、３つの基本目標を掲げ、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、社会福祉法人・福祉施設、市原市（行政）などと連携・協働しながら、様々な取り組みを実践してきました。

一方で、第６次活動計画の計画期間中においては、少子高齢化や人口減少の一層の進行などを背景に複数の課題が存在している世帯が増加するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯の増加、孤独・孤立問題の深刻化、加えて、地域福祉活動に制約が生じ地域のつながりの希薄化への危機感が一層高まるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況から、制度・分野ごとの「縦割り」では解決することができない複雑化・多様化した課題や制度の狭間の課題に対応していくため、「支え手」「受け手」という関係だけでなく、地域住民や地域の多様な主体の参画のもと、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指していくことがますます重要となっています。

このたび策定する「第７次活動計画」は、市原市（行政）が第５期市原市地域福祉計画として策定した「市原市地域共生社会推進プラン」との連携を図るとともに、第６次活動計画の考え方を継承しつつ、施策の進捗状況や社会情勢の変化、これからの地域福祉に必要な視点などを反映させ、地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域づくりの一層の推進を目指す計画として策定するものです。

（注１）社会福祉法　第１０９条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2　計画の位置づけ

市原市（行政）が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、市町村の地域福祉の推進に向けた基本的な事項を定める行政計画です。

一方で、市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第１０９条に基づく民間組織である社会福祉協議会が、地域住民や様々な関係者などとともに地域福祉を実践するための活動・行動計画として策定する計画です。

この二つの計画は、相互に連携し合い、いわば車の両輪となって地域福祉のさらなる推進を目指していきます。

また、市社協では、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が中心となり、地域ごとの特性を活かした地域福祉活動を推進するための「地区行動計画」を策定しており、今後も市社協が定めた地域福祉活動計画と連携・連動した取り組みを展開していきます。

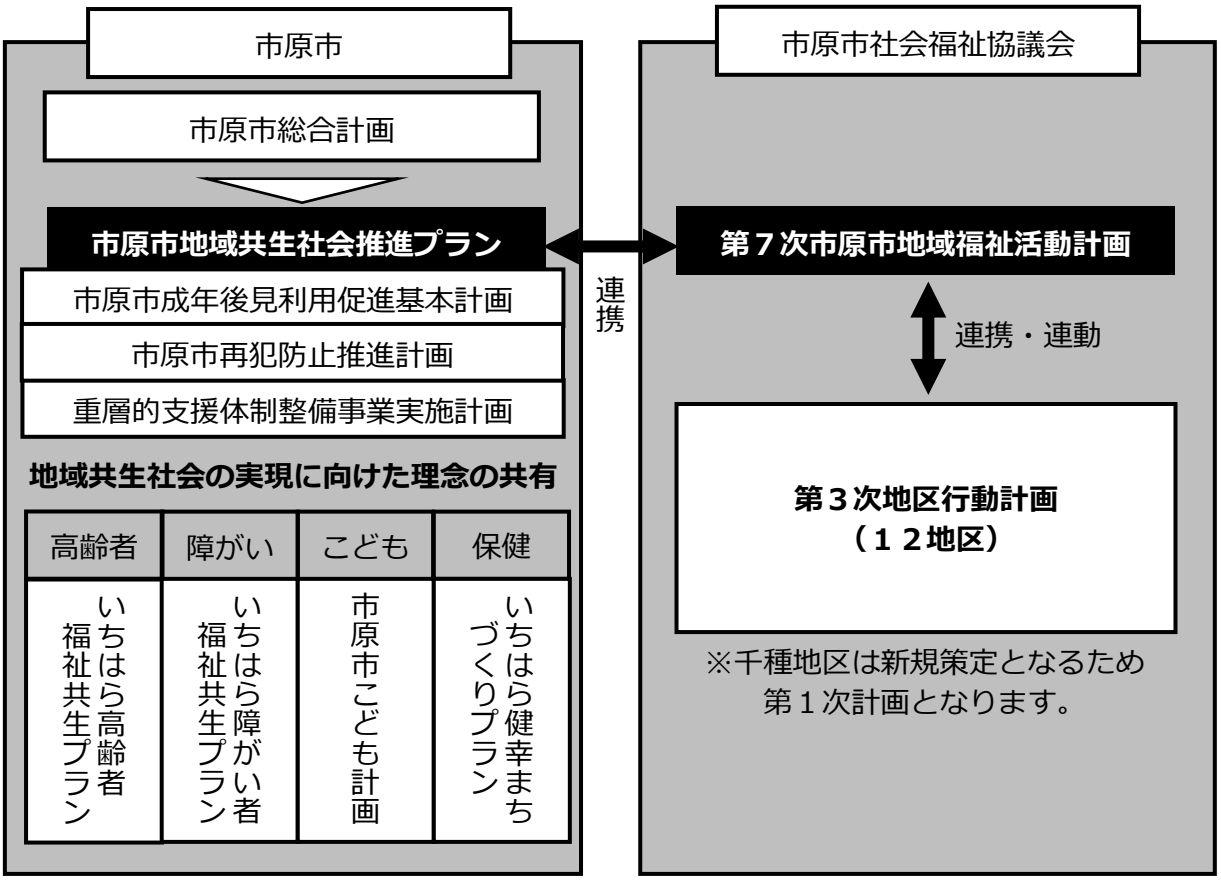

3　地域福祉の圏域

「市原市地域共生社会推進プラン」では、これまでの地域福祉計画及び地域福祉活動計画を通じて構築してきた「小域福祉圏」「中域福祉圏」「基本福祉圏」の３層構造の圏域の考え方が継承されています。

第７次活動計画においても、この考え方を共有し、それぞれの圏域における活動主体と連携・協働しながら、地域福祉の推進に取り組みます。

小域福祉圏（４６圏域）

範　　囲	小学校区（旧小学校区含む）
活動主体	小域福祉ネットワークなど
連携・協働の基本的な考え方	○小域福祉ネットワークは、地域の組織・団体、個人で構成された地域福祉活動の実践団体であり、地域住民に身近な圏域として概ね小学校区ごとに設置されています。 ○その活動は、地域の居場所となるサロン活動、孤立感を軽減するための見守り・声かけ活動、住みやすい空間を作るための環境美化活動、安心、安全のための防犯パトロール活動など、多岐にわたります。 ○今後も、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けた自主的・自発的な地域福祉活動が円滑に展開されるよう、市社協の地区担当職員が積極的に地域に出向き、継続的な支援に努めます。

中域福祉圏（１２圏域）

範　　囲	支所区域（五井支所の区域の一部を国分寺台地区、姉崎支所及び五井支所の区域の一部を千種地区として圏域を設定）
活動主体	地区社協、福祉各分野の相談支援機関など
連携・協働の基本的な考え方	○地区社協は、市社協が定めた「地区社会福祉協議会設置規程」に基づき、地域の組織・団体、個人で構成された市社協の内部組織であり、概ね支所区域ごとに設置されています。 ○今後も、市社協が示す地域福祉の方向性に基づき、地域住民の日常生活を支えるための活動を展開するとともに、小域福祉圏で対応が難しい課題については、関係機関や専門機関などと連携しながら、その解決を図るための仕組みづくりを進めます。 ○また、市社協の地区担当職員が調整役を担い、社会福祉法人・福祉施設、企業、NPO、ボランティア、企業など、多様な主体との密接な連携・協働関係の構築に努めます。

基本福祉圏（１圏域）

範　　囲	市全域
活動主体	市原市（行政）、市社協など
連携・協働の基本的な考え方	○市原市（行政）と市社協が連携し、小域福祉圏及び中域福祉圏の支援に努めるとともに、中域福祉圏でも解決が困難な課題に対しては、多機関との協働により、基本福祉圏で対応します。 ○また、切れ目のない権利擁護体制の構築や災害時における対応力の向上、地域福祉を支える人材の確保に努めるとともに、社会資源の開発や様々な分野の主体との新たな連携・協働関係の構築に取り組みます。 ○併せて、地域と基本福祉圏のパイプ役であり、地域に寄り添いながら住民主体による地域福祉活動の活性化を後押しする地区担当職員の資質の向上を図ります。

4　計画の期間

第７次活動計画の期間は、市原市地域共生社会推進プランと同様に、令和８（２０２６）年度から令和１７（２０３５）年度までの１０年間としますが、計画の実行（実効）性を高めるために、５年ごとに計画書（前期計画、後期計画）を策定します。

また、前期計画、後期計画ともに、中間年度には現行計画の中間検証を行い、最終年度には、次期計画の策定に向けた全体的な総括を行います。

《第７次市原市地域福祉活動計画・第３次地区行動計画の計画期間》

前期計画：令和　８年度（２０２６年度）から令和１２年度（２０３０年度）

後期計画：令和１３年度（２０３１年度）から令和１７年度（２０３５年度）

【計画期間のイメージ】

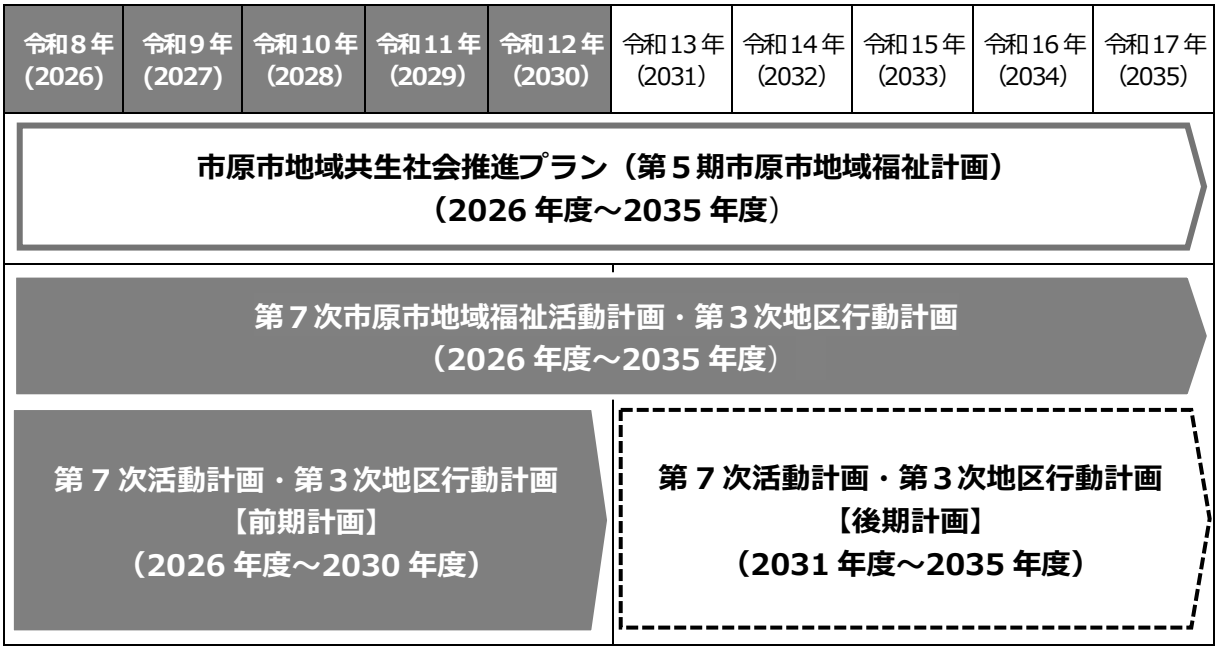

5　SDGs との関連

ＳＤＧｓは、Sustainable Development Goals（サスティナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の略で、２０１５年９月の国連サミットで採択された２０３０年までの「持続可能な開発目標」であり、より良い世界を目指す国際社会共通の目標です。

ＳＤＧｓでは、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に掲げており、その考えは、「地域共生社会」の実現に向けた第７次活動計画の目指すべき姿と一致するものです。

第７次活動計画は、ＳＤＧｓの１７の目標のうち、以下の７つの目標の考えを取り入れて策定します。

なお、市原市は、令和３（２０２１）年５月、千葉県内の自治体として初めて内閣府から「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されるとともに、ＳＤＧｓ未来都市の中で特に先導的な取り組みである「自治体ＳＤＧｓモデル事業」にもダブルで選定されています。

［関連する７つの目標］

目標１　**【貧困】**あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標３　**【保健】**あらゆる人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標４　**【教育】**すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標１０【不平等】国内及び各国家間の不平等を是正する

目標１１【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標１６【平和】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標１７【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

―国際連合広報センター　SDGs ポスター・ロゴより抜粋―

第２章

地域福祉活動の現状と課題

1　これまでの活動計画・地区行動計画の進捗状況

1　地域福祉活動計画の推進

これまで、市社協では、平成８（１９９６）年度から概ね５ヵ年を計画期間とする活動計画を順次策定し、地域福祉の推進を図るための施策・事業を実施してきました。

（1）第１次活動計画（平成８（１９９６）年度～平成１２（２０００）年度）

第１次活動計画では、「みんなの力で、思いやりとやさしさに満ちた福祉のまちをつくろう」を目標に掲げ、事業ごとに現状と課題・問題点を整理し、展開方策を具体的に示し実施することにより、地域福祉の推進に一定の成果を上げることができました。

（2）第２次活動計画（平成１３（２００１）年度～平成１７（２００５）年度）

第２次活動計画では、第１次活動計画で掲げた目標を継承しつつ、平成１２（２０００）年４月に施行された「介護保険法」や同年６月に施行された「社会福祉法」を踏まえ、事業ごとに基本的な考え方を整理し、改善を加えた展開方策を示すなど、計画の着実な推進に努めました。

（3）第３次活動計画（平成１８（２００６）年度～平成２２（２０１０）年度）

第３次活動計画では、平成１８（２００６）年３月に策定された最初の「市原市地域福祉計画」（行政計画）で求められた市社協の役割を踏まえ、地域住民の自主的・自発的な福祉活動を中心とした「民間の活動・行動計画」として策定しました。

基本理念に「みんなの福祉力（ちから）で、思いやりとやさしさに満ちた福祉のまちをつくろう」を掲げ、「４つの目指す地域福祉の方向（目標）」を定め、計画の推進と普及に努めました。

＜４つの基本目標＞

1　支え合い・助け合いのあるまち　　2　身近にふれ合える場のあるまち
3　健康で生きがいのあるまち　　4　安全・安心で快適に暮らせるまち

（4）第４次活動計画（平成２３（２０１１）年度～平成２８（２０１６）年度）

第４次活動計画では、基本理念に「みんなの力で地域の絆を育み、ふれ合いと支え合いのあるまちをつくろう」を掲げ、第３次活動計画から継承した４つの目指す地域福祉の方向（目標）と、次の「５つの重点的な取組」を定め、その実現に向けた施策・事業に重きを置いた取り組みを進めました。

＜５つの重点的な取組＞

1　地域福祉推進のためのネットワークづくり　2　地域福祉推進のための担い手づくり
3　地域福祉推進のための相談体制づくり　　4　関係者間での情報共有の場づくり
5　市社協・市社協支部の基盤づくり

（5）第５次活動計画（平成２９（２０１７）年度～令和２（２０２０）年度）

第５次活動計画では、これまでの効果的な取り組みを継続しつつ、基本理念に「一人ひとりを尊重し、共に支え合い、みんなで創る私たちのまち」を掲げ、「４つの基本目標」と、目標に沿った「１２の施策・事業」を定め、地域福祉のさらなる推進に取り組みました。

＜４つの基本目標＞
1 みんなで支え合い助け合える地域づくり【地域づくり】
2 みんなの生活を支えるための体制づくり【生活支援】
3 みんなの顔がつながる仕組みづくり　　【連携づくり】
4 みんなで取り組むための基盤づくり　　【基盤づくり】

（６）第６次活動計画（令和３（２０２１）年度～令和７（２０２５）年度）

第６次活動計画では、基本理念に「互いを尊重し互いに支え合い誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまちの実現」を掲げ、「３つの基本目標」と、目標に沿った「１６の重点的な取組」を定め、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進に取り組みました。

＜３つの基本目標＞
1　地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】
2　地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】
3　地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり　【共生】

2　地区行動計画の推進

市社協では、第５次活動計画の策定以降から、中域福祉圏ごとの活動主体である地区社協が中心となり、地域特性や課題に応じた地域福祉活動の推進を図るための道標（みちしるべ）となる「地区行動計画」を策定し、活動計画と連携・連動した取り組みを展開してきました。

計画の策定後は、中域福祉圏ごとに「地区行動計画推進委員会」を設置し、計画を着実に推進するための進行管理や取り組みの具現化方策などの検討を進めてきました。

（１）第１次行動計画（平成３０（２０１８）年度～令和４（２０２２）年度）

第１次行動計画では、自分たちの暮らす地域の目指すべき姿や進むべき方向性に基づく地域づくりを進めていくために、計画の策定を通じて地域福祉関係者間での方向性が共有され、地域が一体となり地域福祉活動の推進に取り組みました。

（２）第２次行動計画（令和５（２０２３）年度～令和７（２０２５）年度）

第２次行動計画では、第６次活動計画と共通する「３つの基本目標」を掲げ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進するために、地域の多様な主体の参画やそれぞれの特性を活かしながら、地域の実情に応じた様々な地域福祉活動の推進に取り組みました。

2　第６次活動計画の評価

第６次活動計画の基本目標、施策の方向性ごとに設定した１６の重点的な取組の成果・課題から、第７次活動計画につながる施策・事業の方向性を導き出します。

基本目標１「地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり」【共感】

【施策の方向性】福祉意識の醸成　地域・福祉を知る機会の充実

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
地域福祉活動の見える化・見せる化	SNS 投稿回数	233 回 (R2 実績)	1,000 回	333 回
生活困窮者支援活動の推進	食品等提供(配布)者数	―	700 名	275 名

(１)地域福祉活動の見える化・見せる化【拡充】

【第６次活動計画の成果】

○広報紙「いちはら社協だより」やホームページに加え、SNS（注２）や新たに制作した動画コンテンツを活用し、幅広い年齢層に向けた市社協、地区社協、小域福祉ネットワークの事業活動に関する情報発信を行いました。

○地域住民へタイムリーな情報発信を行うため、４地区で地区社協を中心に SNS を導入した広報活動を行いました。

市社協広報活動の様子①

地区社協広報活動（SNS）の様子②

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○SNS などの情報発信の頻度や閲覧数を増やす取り組みを強化するとともに、幅広い年齢層の住民や、課題を抱える方などに必要な情報が行き届くよう、多様な媒体の活用や関係機関などと連携した情報発信を行っていく必要があります。

☞ **重点的な取組１に反映**

（注２）SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。

(２)生活困窮者支援活動の推進【新規】

【第６次活動計画の成果】

○食品ロス（注３）の軽減や「困ったときはお互いさまの地域づくり」を推進するために、市原市独自のフードバンク（注４）となる「いちはらフードネットワーク」を開設し、家庭や企業などから寄贈いただいた食品を生活に困窮している世帯に無償で提供しました。

○寄贈いただいた食品を直接提供する活動の一つとし、「よつばちゃんのフードパントリー」を地域ごとに試行実施した結果、３地区で地区社協を中心とした独自のフードパントリーが開始されました。

○家庭で不要となった制服を必要な子育て世帯に提供する「制服リユース」活動を、複数の地区で検討または試行的に実施しました。

フードパントリー活動の様子

制服リユース活動の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○昨今の物価高騰の影響で、食品寄贈の減少が懸念されることから、家庭や企業など地域の多様な主体とのつながりを深め、食品の寄付を募る「フードドライブ」（注５）活動の普及を図っていく必要があります。

○身近な地域でともに支え合うフードパントリー（注６）やフードバンク、制服リユース活動などを利用する世帯が自立した生活が送れるよう、地域全体で支える体制を強化していく必要があります。

☞ **重点的な取組２に反映**

（注３）食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本では、廃棄されている食品が年間４６４万トン（農林水産省／令和５年度推計値）に上るとされている。

（注４）フードバンク

食べられるのに様々な理由で余ってしまった食品を企業や家庭などから引き取り、支援を必要とする人たちや団体に無償で配布する活動のこと。

（注５）フードドライブ

企業や家庭で余った食品を身近な回収拠点に持ち寄り、フードバンク活動を行う団体等へ寄付する活動のこと。

（注６）フードパントリー

フードバンクやフードドライブなどを行う団体から食品の寄付を受け、ひとり親家庭や生活困窮者世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な世帯へ、地域の身近な場所を設けて無償で直接配布する活動のこと。

【施策の方向性】福祉意識の醸成　人と人のふれあいを育む場の推進

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
共生型サロン事業の推進	共生型サロン会場数	―	66 会場	60 会場
子どもの居場所づくり活動の推進	事業補助団体数	―	11 団体	6 団体
	地域・子ども食堂ネットワーク参加団体数	4 団体 (R3 実績)	19 団体	13 団体

(３)共生型サロン事業の推進【拡充】

【第６次活動計画の成果】

○地域の誰もが、身近な場所で気軽に集い交流することのできる場づくりを推進していくため、「共生型サロン事業実施要綱」を制定し、これまでの「ふれあいサロン事業」をベースとしつつ、「共生型サロン事業」への移行を図りました。

共生型サロンの様子①

共生型サロンの様子②

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○地域の担い手不足が懸念される中、支え手（世話役）と受け手（参加者）の垣根を超え、誰もが役割と生きがいを持ち活躍できる居場所づくりを推進していく必要があります。

○単身世帯や単身高齢者の増加が見込まれる中で、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進するために、地域に根付いた多様な居場所づくりを推進していく必要があります。

☞ **重点的な取組３に反映**

(４) 子どもの居場所づくり活動の推進【新規】

【第６次活動計画の成果】

○子どもたちが家庭や学校以外で安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、「子どもの居場所づくり事業実施要綱」を制定し、地区社協を中心に「地域・子ども食堂」や「学習支援」などの活動を展開しました。

○地域・子ども食堂実施団体で構成する「いちはら地域・子ども食堂ネットワーク」の事務局を担い、団体間のつながりを促進するとともに、新規活動の立ち上げ支援に取り組みました。

地域・子ども食堂活動の様子

学習支援活動の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○今後、少子化が一層進行することが懸念される中で、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支えていくため、子どもの居場所づくりを支援する関係団体等と連携し、子どもの視点に立った、多様な居場所づくりを推進していく必要があります。

☞ **重点的な取組４に反映**

【施策の方向性】小地域福祉活動の推進

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
地区社協の活動・運営支援	活動者数（延べ人数）（※１）	15,449 名	20,000 名	15,164 名
小域福祉ネットワークの活動・運営支援	活動者数（延べ人数）	24,742 名（※２）	70,000 名	37,383 名

（※１）：各種会議参加者、事業（共生型サロン、子どもの居場所、福祉バザー、日常生活支援、相談支援、人材育成、災害支援、お互いさまの地域づくりなど）活動者の合計値

（※２）：各種会議参加者、事業（安心生活見守り支援、高齢者、子ども、地域、障がい、環境、防災・防犯分野など）活動者の合計値

(５)地区社協の活動・運営支援【継続】

【第６次活動計画の成果】

○地区社協で行う各種会議に市社協地区担当職員が参加し、地域福祉活動に関する相談対応や情報提供などの継続的な支援に努めたことで、住民参加・住民主体による支え合い・助け合い活動の充実が図られました。

○市原市の協力のもと、地域福祉活動の実施状況や事務局拠点の整備状況などを踏まえ、地区社協に対する補助制度の見直し・拡充を行いました。

地区社協会議（役員会）の様子

地区社協拠点整備の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○住民参加・住民主体による支え合い・助け合い活動が安定的に続けられるよう、今後も地区担当職員のスキル（技能）をより一層高めながら継続的な支援を行っていく必要があります。

○地域の課題や特性に応じた継続的な支え合い・助け合い活動や組織の運営が図られるよう、財政支援のあり方や新たな人材確保に向けた取り組みを検討していく必要があります。

☞ **重点的な取組５，１４に反映**

(６)小域福祉ネットワークの活動・運営支援【継続】

【第６次活動計画の成果】

○小域福祉ネットワークで行う各種会議に市社協地区担当職員が参加し、地域福祉活動に関する相談対応や情報提供などの継続的な支援に努めたことで、それぞれの地域が抱える課題解決に向け住民参加・住民主体による支え合い・助け合い活動の充実が図られました。

○安定的・継続的な地域福祉活動の展開や組織運営に係る財政支援を行いました。

ネットワーク会議（役員会）の様子

登下校時の見守り活動の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○住民参加・住民主体による支え合い・助け合い活動が安定的に続けられるよう、今後も地区担当職員のスキル（技能）をより一層高めながら継続的な支援を行っていく必要があります。

○地域の課題解決に向けた自主的・自発的な支え合い・助け合い活動や組織の運営が図られるよう、財政支援のあり方や新たな人材確保に向けた取組を検討していく必要があります。

☞ **重点的な取組６，１４に反映**

基本目標２「地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり」【共創】

【施策の方向性】地域で孤立させない取組の強化 寄り添い支えていく体制の強化

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
新たな相談支援体制の構築	ケース検討会議の開催回数	―	44 回	45 回
民生委員・児童委員活動の支援	一斉改選時の民生委員・児童委員の再任率	62.8%	70%	57.7% (R4 実績)

(７)新たな相談支援体制の構築【新規】

【第６次活動計画の成果】

○市社協の強みである地域とのつながりを活かした相談支援活動を展開するために、「いちはら地域連携型相談支援事業実施要綱」を制定し、地域に密着した相談支援体制を構築しました。

○複数の地区で、課題のある事例を個別に検討する「ケース会議」を関係機関や団体と連携して試行的に実施しました。

ケース検討会議の様子

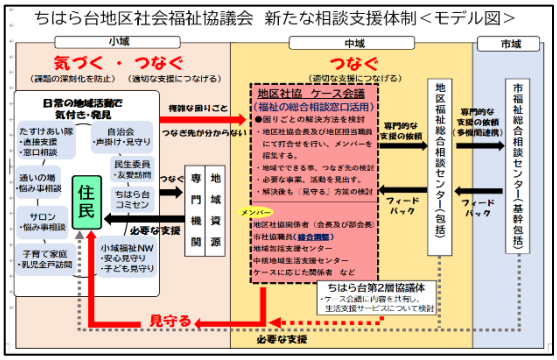

相談支援フローの様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○地域住民の異変に早期に「気づき」、適切な支援に「つなぎ」、その後の様子を地域で緩やかに「見守る」一連の相談支援活動の流れを普及・定着させるとともに、地域で開催される「ケース会議」などの活動を支援する地区担当職員のスキル（技能）を、より一層高めながら継続的な支援を行っていく必要があります。

☞ **重点的な取組７に反映**

(８)民生委員・児童委員活動の支援【継続】

【第６次活動計画の成果】

○「市原市民生委員児童委員協議会」（以下「市民児協」という。）（注７）の２つの専門部会（地域福祉推進部会（現 相談支援部会）、主任児童委員部会）にて、「相談支援活動の充実」を共通テーマに検討が進められた結果、各地区において委員同士が支え合う「チーム・班体制」の構築や相談の入口を広げる「子どもの居場所」との連携強化につながりました。

○「地区民生委員児童委員協議会」（以下「地区民児協」という。）の定例会議を見直し、事例を検討する機会を増やしたことで、委員同士の交流促進や支援方法等の共通認識が図られ委員のスキルアップにつながりました。

チーム・班会議の様子

定例会での事例検討の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○全国的な民生委員・児童委員のなり手不足が懸念される中、本来の相談支援活動の充実や個々の委員活動を支える組織体制、委員の存在を広める広報活動などを、より一層強化していく必要があります。

☞ **重点的な取組８に反映**

（注７）市原市民生委員児童委員協議会（市民児協）

民生委員法及び児童委員の活動要領に基づき設置されている「地区民生委員児童委員協議会」（地区民児協）の連合組織。地区民児協は、市内１２地区（中域福祉圏の区域）に設置され、全ての民生委員・児童委員は、地区及び市域の民児協に所属し活動している。

【施策の方向性】地域で孤立させない取組の強化　生活を支えるための体制強化

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
生活支援体制整備事業の推進	生活支援サービス実施団体数（NPO 除く）	16 団体	20 団体	21 団体

(９)生活支援体制整備事業の推進【継続】

【第６次活動計画の成果】

○市社協地区担当職員が担う「第１層・第２層生活支援コーディネーター」（注８）と中域福祉圏ごとに設置された「第２層協議体」（注９）が連携し、一体となって継続的な検討を進めたことで、地域生活課題の共有化が進み、日常生活支援事業などの新たなサービスの創出につながりました。

第２層協議体会議（打合せ）の様子

日常生活支援事業（支援活動）の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○複雑化・多様化が進む地域生活課題に対応していくために、今後も地域福祉の推進を使命とする市社協職員が生活支援コーディネーターを担い、社協の強みである地域の多様な関係者と連携・協働しながら支え合いの仕組みづくりを推進していく必要があります。

○地域での解決が難しい課題を受け止め協議・検討していくために、市原市（行政）と連携のもと、それらに対応する仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

☞ **重点的な取組９に反映**

（注８）生活支援コーディネーター

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一つ。地域において、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを果たす者のこと。市原市では、市域に第１層生活支援コーディネーター、中域福祉圏に第２層生活支援コーディネーターが配置されている。

（注９）協議体

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一つ。生活支援・介護予防サービスの提供主体などが参画し、定期的な情報共有や連携の強化を図るとともに、ニーズと地域資源のマッチングや資源の創出を話し合う場のこと。市原市では、基本福祉圏に第１層協議体、中域福祉圏に第２層協議体が設置されている。

【施策の方向性】地域福祉力の向上

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
地区行動計画の推進	地区行動計画推進委員会の参画団体数	93 団体 （R3 実積）	130 団体	130 団体
社会福祉法人の公益的な取組との連携	地区行動計画推進委員会及び第 2 層協議体の参画法人数	6 法人 （R3 実積）	30 法人	16 法人

(１０)地区行動計画の推進【拡充】

【第６次活動計画の成果】

○「第 2 次地区行動計画」の策定において、第６次活動計画と計画実現に向けた同じ目標を掲げたことで、計画の関連性がより深まり、地域の特性や課題に応じたきめ細やかな地域福祉活動の展開につながりました。

○計画の策定に多様な主体が参画したことで、地域福祉活動に関する各々の役割が明確化され、活動展開に向けた共通認識が図られました。

第 2 次地区行動計画

地区行動計画推進委員会の様子

【第 7 次活動計画に向けた課題・方向性】

○「第 3 次地区行動計画」においても、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進していくために、様々な分野の主体と連携・協働関係の構築に努めるとともに第 7 次活動計画と目標を共有し、一体的な施策を展開していく必要があります。

☞ **重点的な取組１０に反映**

(１１)社会福祉法人の公益的な取組との連携【新規】

【第６次活動計画の成果】

○「市原市高齢者福祉施設連絡協議会」の協力のもと、高齢者福祉分野の法人へ個別訪問を行い、「地区行動計画推進委員会」（注１０）や「第 2 層協議体」への参画を依頼した結果、すべての法人に賛同いただき、法人と地域福祉関係者との顔の見える関係づくりが構築できました。

（注１０）地区行動計画推進委員会

地域で福祉活動に携わる関係団体・機関で構成され、定期的に中域福祉圏ごとに策定された「地区行動計画」に定める施策の進捗管理や評価・検証を行うとともに、課題等を踏まえ取り組みの具現化方策などを協議・検討する場。

買い物ツアーの様子

研修会における実践報告の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○複雑・多様化する地域生活課題の解決に向け、福祉の専門性を有する法人との連携を強化するため、高齢者分野に限らず、障がい者分野や児童分野の法人への働きかけを行い、地域の特性に応じた協働活動を進めていく必要があります。

☞ **重点的な取組１１に反映**

基本目標３「地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり」【共生】

【施策の方向性】地域で活躍する人材の育成

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
福祉教育の推進	福祉教育出前講座実施回数	20 回 (R1 実績)	35 回	11 回
ボランティア活動の推進	ボランティア登録者数（※３）	4,293 名 (R2 実績)	4,450 名	3,656 名
	地域福祉活動に参加したボランティア団体・個人	45 団体 25 名 （R1 実績）	75 団体 55 名	37 団体 31 名

（※３）：個人・団体含む活動者の合計値

(１２)福祉教育の推進【拡充】

【第６次活動計画の成果】

○児童・生徒を対象に「福祉教育」（注１１）を目的とする出前講座を地区社協、小域福祉ネットワーク、ボランティア団体などと連携・協働しながら実施し、心のバリアフリーの醸成や福祉の学びの機会を提供しました。

福祉教育出前講座（体験学習）の様子①

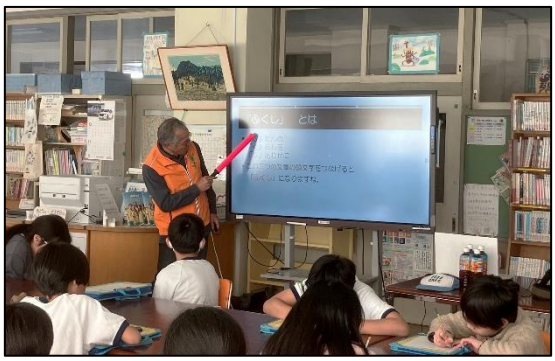

福祉教育（福祉活動講話）の様子②

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○地域福祉活動を支える人材を発掘・確保するために、これまで以上に多様な主体と連携・協働しながら、児童・生徒に限らず、若者・大人、シニアなど、幅広い市民を対象とした福祉教育を積極的に展開していく必要があります。

☞ **重点的な取組１３に反映**

（注１１）福祉教育

「思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育む」ことを目的に、住民一人ひとりが地域の生活課題・福祉課題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していく、「気づき」と「つながり」のプロセスのこと。

(１３)ボランティア活動の推進【拡充】

【第６次活動計画の成果】

○市社協ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動の相談対応、コーディネート、情報提供などを日常的に行うとともに、各種講座や研修会を開催し、ボランティア活動のすそ野の拡充や活動の活性化に努めました。

○同じくボランティアセンターにおいて、地域生活課題の解決に向け地区社協が実施する「日常生活支援事業」の担い手養成ための講座を開催し、新たな担い手の発掘・確保に取り組み、未実施地区での事業展開につながりました。

○地域共生社会の実現に向けた推進主体として期待される企業の「社会貢献活動」と地域福祉活動を結びつけるため「市原市臨海部工場連絡会」及び「市原商工会議所」の協力のもと、市内の企業を対象に「社会貢献・CSR（注１２）活動に関するアンケート調査」を実施しました。

傾聴ボランティア養成講座（演習）の様子

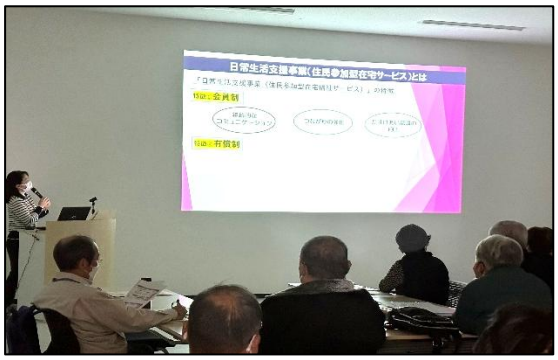

日常生活支援事業担い手養成講座の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○市社協が設置・運営するボランティアセンターとして、引き続き、ボランティア活動の活性化やすそ野の拡充に努めるとともに、地域福祉活動を支える多様な人材の発掘・確保に取り組んでいく必要があります。

○アンケート調査の結果に基づき、これからの地域福祉を推進する主体の一つとして期待されている企業へのアプローチと連携の仕組みづくりを検討していく必要があります。

☞ **重点的な取組１４,１２に反映**

（注１２）CSR 活動

(Corporate Social Responsibility)の略で、企業の社会的責任を意味し、企業が社会の一員として、環境や地域社会などをより良くするために行う貢献活動のこと。

【施策の方向性】権利擁護の推進

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
市原市成年後見支援センターの設置・機能の充実	成年後見支援センター相談者数（延べ）	436 名 (R2 実績)	600 名	3,174 名
	受任調整会議を経て申立がなされた件数（延べ）	―	140 件	13 件
	市民後見人養成者数（延べ）	―	50 名	20 名 (R5 実績)

(１４)市原市成年後見支援センターの設置・機能の充実【新規】

【第６次活動計画の成果】

○成年後見制度の中核機関として成年後見支援センターを開設し、４つの機能（広報・相談・利用促進・後見人支援）を段階的に拡充したことで、相談件数の大幅な増加につながりました。

○弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体の協力のもと、本市で初となる市民後見人（注１３）の養成講座を開催し、20 名の市民が受講修了しました。

市民後見人養成講座（第１回）の様子

市民後見人フォローアップ研修の様子

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○地域で支援を必要とする市民が適切に成年後見制度につながるよう、効果的な広報・啓発活動を行っていく必要があります。

○市民後見人養成講座修了者が継続的に活躍できるよう、場や機会の提供などフォローアップ体制の充実を図っていく必要があります。

☞ **重点的な取組１５に反映**

（注１３）市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を担う人材のこと。

【施策の方向性】災害対応力の向上

＜取組の達成状況＞

重点的な取組	指標	R3 基準値	R8 目標値	R7.3 月 実績値
災害ボランティアの育成・確保	災害ボランティア事前登録者数	49 名 (R2 実積)	125 名	119 名

(１５)災害ボランティアセンターの体制強化【拡充】

【第６次活動計画の成果】

○市原市と市社協の間で「災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定書」を締結し、それぞれが果たすべき役割や協力事項、費用負担などを明確化しました。

○災害等発生時における市社協職員の行動指針となる「事業継続計画（BCP)」（注１４）を策定し、発生直後の対応から BCP 発動、解除までの一連の流れや、事業継続のための方針や体制、手順などを明確化しました。

災害ボランティアセンター設置
運営訓練（受付）の様子①

災害ボランティアセンター設置
運営訓練（資機材貸出）の様子②

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○市原市と締結した協定に基づき、円滑な災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティア活動を実施するために、平時から災害時に備え多様な機関・団体との連携づくりなど環境整備に努めていく必要があります。

○災害発生時に迅速かつ適切な対応や体制が構築できるよう、「事業継続計画（BCP)」や、同じく市社協が策定した「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の実効性を高めていく必要があります。

○災害時に円滑な災害ボランティアの登録受付や派遣調整を行えるよう、千葉県社協が市町村社協へ導入した ICT（情報通信技術）の早期運用を図る必要があります。

☞ **重点的な取組１６に反映**

（注１４）事業継続計画（BCP）

（Business Continuity Plan）の略で、自然災害など不測の事態が発生した場合でも、重要な事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための流れや体制、手順などを定めた行動計画のこと。

(１６)災害ボランティアの育成・確保【拡充】

【第６次活動計画の成果】

○災害発生時のマンパワーの確保を目的とした「災害ボランティア養成講座」では、災害ボランティア活動の基本を学ぶ「基礎編」と、より実践的な知識を習得するための「フォローアップ編」を一体的に実施したことで、災害ボランティア事前登録者の増加につながりました。

災害ボランティア養成講座（演習）の様子

災害ボランティア活動の様子
（令和５年度 台風１３号）

【第７次活動計画に向けた課題・方向性】

○災害発生時に備えて、今後も継続的な養成講座を開催し、災害ボランティアのすそ野を広げていくとともに、平時から災害ボランティア事前登録者が活躍できる場や機会を提供するなど、フォローアップ体制を充実していく必要があります。

☞ **重点的な取組１７に反映**

3　地域福祉を取り巻く環境

ここでは、第７次活動計画が目指す地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関連する法、制度の動向について整理します。

1、地域共生社会の実現

＜平成２８（２０１６）6月 ニッポン一億総活躍プラン　閣議決定＞

子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが示されました。

市原市（行政）においては、「互いを尊重し、互いに支え合い、誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまちの実現」を基本理念とする「市原市地域共生社会推進プラン」（令和８（２０２６）年３月策定）に基づく、地域共生社会の実現や誰もが幸せを実感できるウェルビーイング（注１５）の実現に取り組むこととしています。

2、包括的な支援体制の整備のための重層的支援体制整備事業の推進

＜令和２（２０２０）年6月 社会福祉法の改正、令和３年（２０２１）年４月施行＞

地域住民の複合化・複雑化した課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

市原市（行政）においては、住民福祉の向上を図るため、令和３（２０２１）年度から本事業を展開し、引き続き、高齢、障がい、子ども、生活困窮など、多分野にまたがる支援が一体的に提供される包括的な体制の整備と連携の強化に取り組むこととしています。

3、成年後見制度の利用促進

＜令和４（２０２２）年３月 第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定＞

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成２８（２０１６）年５月施行）に基づき、成年後見制度を総合的かつ計画的に推進するための計画として、これまでの制度運用の改善等を反映し、地域共生社会の実現に向けた包括的な権利擁護支援体制の構築に向けた新たな視点が示されました。

市原市（行政）においては、地域全体で権利擁護の意識を高めていくために「市原市地域共生社会推進プラン」（令和８（２０２６）年３月策定）に本市の利用促進基本計画を包含し推進するとともに、本制度の中核機関である「市原市成年後見支援センター」を中心に制度の普及や包括的な支援業務に取り組むこととしています。

（注１５）ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的にも良好な状態にある概念。世界保健機関（WHO）の憲章では、健康を「病気ではない、弱っていないというだけではなく、身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態（ウェルビーイング）にあること」と定義されている。

４、こどもまんなか社会の実現

<令和５（２０２3）年４月 こども基本法施行、令和５（２０２３）12月 こども大綱 閣議決定>

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する施策を社会の真ん中に据え、こどもの権利を保障し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会を構築することが示されました。

市原市（行政）においては、こども・若者の健やかな成長を支援するために、「市原市こども計画」（令和７（２０２５）年３月策定）に基づく、成長段階やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、こどもの権利に関する意識の醸成や、豊かな人間性を育む子ども・若者の居場所づくりなどに取り組むこととしています。

５、孤独・孤立対策の推進

<令和６（２０２４）年４月　孤独・孤立対策推進法施行>

日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えたり、社会から孤立している状態にある方への予防や支援等に関する取り組みの方針、孤独・孤立対策を総合的かつ計画的に実行すべき施策等が定められました。

市原市（行政）においては、様々な課題を抱える当事者を支援するために、多様な機関・団体がつながる場（プラットフォーム）づくりに努めるとともに、重層的支援体制整備事業を通じた相談支援の充実、住民同士が身近で交流できる多様な場の整備や人と人、人と居場所をつなぎ合わせる支援などに取り組むこととしています。

第３章

計画の基本的な考え方

1　基本理念

第７次活動計画の「基本理念」は、「地域共生社会」の実現を目指してきた第６次活動計画の理念を継承するとともに、「市原市地域共生社会推進プラン」と共有します。

“互いを尊重し、互いに支え合い、
誰もが自分らしく活躍して
暮らすことのできるまちの実現!!”

昨今の地域社会では、少子高齢化の進行により地域の支え手が不足する一方で、地域福祉へのニーズは多様化・複雑化しています。また、経済格差や地域のつながりの希薄化に起因する生活の困窮や孤独・孤立の深刻化など、地域で支え合う仕組みの重要性がこれまで以上に高まり、持続可能な支援体制の構築が求められています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、地域で暮らす住民が互いを尊重し、多様性を認め合い、自らが望む姿・形で社会とつながり、誰もが自分らしく役割を持って活躍し、ともに暮らせる地域共生社会の実現と、誰もが幸せを実感できるウェルビーイングの実現に向けて、引き続き、「互いを尊重し、互いに支え合い、誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまちの実現」を基本理念として施策の推進を図ります。

2 基本目標と施策の方向性

第７次活動計画の基本理念を実現するため、第６次活動計画から継承する３つの「基本目標」を掲げ、今後、対応すべく課題に沿った１０項目の「施策の方向性」を設定します。

基本目標１「地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり」【共感】

全ての人が、思いやりの心を持って互いに手を差し伸べ合うことで、身近な地域での助け合いや社会とつながる喜びを実感できる地域社会の形成に取り組みます。

また、地域住民が主体となり、協力しながら取り組む、地域の困りごとを解決するための活動を促進することで、みんなで支え合う地域づくりを目指します。

施策の方向性	1 福祉意識の醸成	1 地域・福祉を知る機会の充実
		2 人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進
	2 小地域福祉活動の推進	

基本目標２「地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり」【共創】

全ての人が、悩みや困りごとを抱え込むことなく、身近で気軽に相談することができ、その人のニーズに合った支援につながる相談支援体制の整備に取り組みます。

また、地域づくり活動を行うことのできる、福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働を広げることで、つながり支え合う地域づくりを目指します。

施策の方向性	1 地域で孤立させない取組の強化	1 寄り添い支えていく体制の強化
		2 生活を支えるための体制の強化
	2 地域福祉力の向上	1 地域の実情に応じた地域福祉活動の推進
		2 多様な主体との連携体制の強化

基本目標３「地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり」【共生】

全ての人が、地域で共に生きることの理解を深め、地域を創る存在として役割を持って活躍できるよう、地域づくり活動への参加促進など基盤の整備に取り組みます。

また、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、一人ひとりの権利や尊厳、生活が守られ、安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

施策の方向性	1 地域で活動する人材の育成
	2 権利擁護の推進
	3 災害対応力の向上

3　重点的な取組

第７次活動計画の「基本目標」や「施策の方向性」を実現するため、第６次活動計画の成果・課題、地域福祉施策の動向などを踏まえた１７項目の「重点的な取組」を設定します。

施策の方向性	重点的な取組
１－１－１ 地域・福祉を知る機会の充実	１　地域福祉活動の見える化・見せる化の推進【拡充】 ２　生活困窮者支援活動の推進【拡充】
１－１－２ 人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進	３　共生型サロン事業の推進【拡充】 ４　子どもの居場所づくり活動の推進【拡充】
１－２ 小地域福祉活動の推進	５　地区社協の活動・運営支援【継続】 ６　小域福祉ネットワークの活動・運営支援【継続】
２－１－１ 寄り添い支えていく体制の強化	７　いちはら地域連携型相談支援事業の推進【拡充】 ８　民生委員・児童委員活動の支援【継続】
２－１－２ 生活を支えるための体制の強化	９　生活支援体制整備事業の推進【継続】
２－２－１ 地域の実情に応じた地域福祉活動の推進	１０　地区行動計画の推進【拡充】
２－２－２ 多様な主体との連携体制の強化	１１　社会福祉法人の公益的な取組との連携【拡充】 １２　企業の社会貢献活動との連携【新規】
３－１ 地域で活動する人材の育成	１３　福祉教育の推進【拡充】 １４　ボランティア活動の推進【拡充】
３－２ 権利擁護の推進	１５　市原市成年後見支援センター機能の充実【継続】
3-3 災害対応力の向上	１６　災害ボランティアセンターの体制強化【拡充】 １７　災害ボランティアの確保・育成・定着【拡充】

○新規 … 第７次活動計画から新たに取り組む事業（１事業）
○拡充 … 第６次活動計画から継承し新たな視点を加え取り組みを拡充する事業（１１事業）
○継続 … 第６次活動計画から継承する事業（５事業）

4　計画の体系

<table>
<tr><th>基本理念</th><th>基本目標</th><th colspan="2">施策の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="6">互いを尊重し、互いに支え合い、誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまちの実現</td><td rowspan="3">基本目標１
地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】
 </td><td rowspan="2">1　福祉意識の醸成</td><td>1　地域・福祉を知る機会の充実</td></tr>
<tr><td>2　人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　小地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基本目標２
地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】
 </td><td rowspan="2">1　地域で孤立させない取組の強化</td><td>1　寄り添い支えていく体制の強化</td></tr>
<tr><td>2　生活を支えるための体制の強化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　地域福祉力の向上</td><td>1　地域の実情に応じた地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td>2　多様な主体との連携体制の強化</td></tr>
<tr><td rowspan="3">基本目標３
地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】
 </td><td colspan="2">1　地域で活動する人材の育成</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　権利擁護の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　災害対応力の向上</td></tr>
</table>

取組の内容（重点的な取組、関連する取組）
＜重点＞地域福祉活動の見える化・見せる化の推進【拡充】生活困窮者支援活動の推進【拡充】 ＜関連＞広報紙「いちはら社協だより」の発行　歳末たすけあい運動協力事業 いちはらフードネットワーク事業　お互いさまの地域づくり事業
＜重点＞共生型サロン事業の推進【拡充】子どもの居場所づくり活動の推進【拡充】
＜重点＞地区社協の活動・運営支援【継続】小域福祉ネットワークの活動・運営支援【継続】 ＜関連＞地区社協連絡会の開催　いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催 地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催
＜重点＞いちはら地域連携型相談支援事業の推進【拡充】民生委員・児童委員活動の支援【継続】 ＜関連＞安心生活見守り支援事業　地域福祉支援事業
＜重点＞生活支援体制整備事業の推進【継続】 ＜関連＞日常生活支援事業　生活福祉資金貸付事業　いちはらファミリー・サポート・センター事業 出産前後家事等サポート事業　送迎ボランティアサービス事業　福祉カー貸出事業 居宅介護支援事業所の運営
＜重点＞地区行動計画の推進【拡充】
＜重点＞社会福祉法人の公益的な取組との連携【拡充】企業の社会貢献活動との連携【新規】
＜重点＞福祉教育の推進【拡充】ボランティア活動の推進【拡充】 ＜関連＞人材育成事業
＜重点＞市原市成年後見支援センター機能の充実【継続】 ＜関連＞法人後見業務の実施　福祉サービス利用援助事業
＜重点＞災害ボランティアセンターの運営体制の整備・強化【拡充】災害ボランティアの確保・育成・定着【拡充】 ＜関連＞市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催　災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 福祉避難所設置運営訓練の実施　災害支援ボランティア事業

第４章

施策の展開

基本目標１ 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

１-１福祉意識の醸成

福祉をより身近に、そして他人事（ひとごと）ではなく自分事（わがごと）として捉えてもらうために、情報発信力の強化を図るとともに、お互いさまで助け合う地域づくりや多世代まるごとの居場所づくりを推進します。

１-１-１ 地域・福祉を知る機会の充実

重点的な取組１

地域福祉活動の見える化・見せる化の推進【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">市民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">市社協や地区社協、小域福祉ネットワークが進める住民主体による地域福祉活動の「見える化・見せる化」を推進します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○幅広い年齢層に活動に関する情報が行き渡るよう、市社協のホームページや広報紙のほか、ＳＮＳや動画コンテンツなどの多様な広報媒体を活用しながら、タイムリーで分かりやすい情報発信を行います。
○社会的孤立や生活困窮の状態にあるなど、支援を必要とする（必要と思われる）方に情報が行き届くよう、関係機関・団体や支援機関、専門職などと連携した情報発信を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地区社協、小域福祉ネットワークなど</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○多様な広報媒体を活用した情報発信
○関係機関、団体などと連携した情報発信</td></tr>
</table>

重点的な取組２

生活困窮者支援活動の推進【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">市民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「困ったときはお互いさまの地域づくり」の更なる醸成・浸透に向けて、生活困窮者支援活動の拡充に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○家庭や企業、団体など、地域の多様な主体とのつながりを深めていくために、「いちはら生活相談サポートセンター」（注１６）との連携・協働のもと、余剰食品の寄付を募る「フードドライブ」活動を展開します。
○不要になった制服や学用品などを集めて、支援が必要な世帯へ無償または安価で譲渡する「（仮称）いちはら子育て応援バンク」を開設します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">いちはら生活相談サポートセンター、地区社協、小域福祉ネットワーク、町会・自治会、企業、市原市（行政）など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討・準備</td><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○フードドライブ活動の拡充
○（仮称）いちはら子育て応援バンク事業実施要綱の制定・実施</td></tr>
</table>

関連する取組

広報紙「いちはら社協だより」の発行

事業内容	**対象**	市民				
	方針	市社協の広報紙「いちはら社協だより」を定期的に発行し、地域福祉活動の様子など、身近な福祉に関する情報を広く発信します。				
	方法	毎号とも町会・自治会を通じた回覧や新聞折込による配布、郵便局や医療機関、公共交通機関、各種関係機関などへの配置を行います。 （年３回／夏号（５月２０日）秋号（９月２０日）春号（３月２０日））				
実施主体		市社協				
協力団体		町会・自治会、郵便局、医師会、JR 東日本、小湊鉄道、市原市（行政）など				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		いちはら社協だよりの発行（年３回）				

歳末たすけあい運動協力事業

事業内容	**対象**	市民				
	方針	「歳末たすけあい運動」（注１７）の財源を確保するために実施する「福祉バザー事業」（代替事業含む）や「歳末たすけあい募金」を通じて、運動の趣旨を広く周知します。				
	方法	町会・自治会を通じた回覧や市社協の広報紙、ホームページ、ＳＮＳなどを活用し、地域福祉への幅広い理解と参加の促進を図ります。				
実施主体		市社協、地区社協				
協力団体		町会・自治会など				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		○歳末たすけあい運動協力事業を通じた周知活動 ○新たな財源確保策の検討				

（注１６）いちはら生活相談サポートセンター

市原市（福祉事務所設置自治体）からの委託により、生活保護に至る前段階の生活困窮者（世帯）の自立の支援を強化するため、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援など、課題に応じた必要な援助を行っている。

（注１７）歳末たすけあい運動

共同募金会が行う共同募金運動の一環で、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や多様な関係機関・団体が協力しながら、さまざまな福祉活動を重点的に展開していく運動のこと。

いちはらフードネットワーク事業

事業内容	対象	支援が必要な世帯				
	方針	「困ったときはお互いさまの地域づくり」に向けた取り組みの一環として、「フードバンク」活動の拡充に取り組みます。				
	方法	○「フードドライブ」活動を通じて寄付された食品を支援が必要な世帯に提供するほか、食を伴う地域福祉活動への提供やアウトリーチ活動における食料支援など、食品の幅広い活用を図ります。 ○食品の提供を通じてつながった世帯が自立した生活を送ることができるよう、「いちはら生活相談サポートセンター」などの専門機関と連携した支援に取り組みます。				
実施主体		市社協				
協力団体		地区社協、小域福祉ネットワーク、いちはら生活相談サポートセンター、市原市（行政）など				
計画進行		８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
		実施	継続	継続	継続	継続
		いちはらフードネットワーク事業（フードバンク活動）の拡充				

お互いさまの地域づくり事業

事業内容	対象	地域住民				
	方針	地区社協が主体となって、地域住民同士による支え合い・助け合いの意識を向上させるための啓発活動に取り組みます。				
	方法	支援が必要な世帯に対して、食品を直接配布する「フードパントリー」の開催や、不要になった制服を譲渡する「制服リユース」活動を行うなど、時に支え、時に支えられる「お互いさま」の関係づくりに向けた取り組みを進めます。				
実施主体		地区社協				
協力団体		市社協、小域福祉ネットワーク、町会・自治会、地区民児協など				
計画進行		８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
		実施	継続	継続	継続	継続
		お互いさまの地域づくり事業の実施				

1-1-2 人と人、人と地域のつながりを育む場の推進

重点的な取組３

共生型サロン事業の推進【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">地域住民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「地域住民の望まない孤独・孤立」を防ぐために、地域住民同士のつながりを実感できる居場所づくり活動を推進します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域の誰もが参加できる身近な地域交流の場であり、「社会的孤立」を解消するための心の拠り所としての側面を併せ持つ多様な居場所づくりに取り組みます。
○これまでの世話役と参加者といった関係を超えて、できる人ができることを行うなど、サロンに参加する方全員が活躍できる運営体制の構築を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協、地区社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">小域福祉ネットワーク、町会・自治会、市原市（行政）など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">共生型サロン事業の普及・推進・充実</td></tr>
</table>

重点的な取組４

子どもの居場所づくり活動の推進【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">児童・生徒、子育て家庭</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「子どもたちの健やかな育ち」を地域全体で支援するために、子どもの想いを受け止める居場所づくり活動を推進します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○「地域・子ども食堂」や「学習支援の場」、「遊びの場」、「人との関わり」などを通じて、子どもたちがありのままの自分でいられる多様な居場所づくりに取り組みます。
○市原市（行政）が配置する「こどもの居場所づくりコーディネーター」や、特定非営利活動法人いちはら市民活動協議会が事務局を担う「子どもの学び・居場所ネットワークいちはら」との連携を図り、多様な取り組みを支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協、地区社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">子どもの居場所運営団体、市原市（行政）など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">子どもの居場所の普及・推進・充実</td></tr>
</table>

1-2　小地域福祉活動の推進

住民主体による地域福祉活動がそれぞれの地域でより豊かに展開されるよう、地区社協や小域福祉ネットワークの取り組みを支援するとともに、団体同士の横のつながりや福祉圏域を超えたつながりの強化を図ります。

重点的な取組５

地区社協の活動・運営支援【継続】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">地区社協</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">市社協が示した地域福祉推進の基本的方向に基づき、それぞれの地域特性に見合った地域福祉活動の実践と安定的・継続的な組織運営を支援します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○地域福祉活動に関する各種相談対応や情報提供、事業活動の企画・立案のサポートなど、中域福祉圏ごとに配置した「地区担当職員」を通じた継続的な支援に取り組みます。
○市社協の「住民会費」や「基金」、共同募金会の「配分金」、市原市（行政）からの「補助金」を財源とし、事業活動や組織運営に係る補助金を交付します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市原市（行政）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○地区担当職員を通じた継続的な支援
○補助金（推進事業補助金、運営費補助金、先駆的・開拓的事業補助金）の交付</td></tr>
</table>

重点的な取組６

小域福祉ネットワークの活動・運営支援【継続】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">小域福祉ネットワーク</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">それぞれの地域が抱える生活課題の解決に向けた、自主的・自発的な地域福祉活動の展開と安定的・継続的な組織運営を支援します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○地域福祉活動に関する各種相談対応や情報提供、事業活動の企画・立案のサポートなど、中域福祉圏ごとに配置した「地区担当職員」を通じた継続的な支援に取り組みます。
○市原市（行政）から交付される事業活動に係る補助金の交付事務を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地区社協、市原市（行政）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○地区担当職員を通じた継続的な支援
○補助金（推進事業補助金）の交付事務</td></tr>
</table>

関連する取組

地区社協連絡会の開催

事業内容	**方針**	中域福祉圏で活動する地区社協間の横のつながりと、基本福祉圏を担当する市原市（行政）及び市社協との連携・協働体制の強化を図ります。				
	方法	地域福祉活動に関する情報交換・共有を図るとともに、活動を効果的・効率的に推進するために、共通する地域生活課題への対応策を協議・検討することを目的とした連絡会議を開催します。				
実施主体		市社協				
協力団体		市原市（行政）				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		地区社協連絡会の開催（年５回程度）				

いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催

事業内容	**対象**	小域福祉ネットワーク				
	方針	小域福祉圏で活動する小域福祉ネットワーク間の横のつながりと、基本福祉圏を担当する市原市（行政）及び市社協との連携・協働体制の強化を図ります。				
	方法	地域福祉活動に関する情報交換・共有を図るとともに、活動を効果的・効率的に推進するために、共通する地域生活課題への対応策を協議・検討することを目的とした連絡会議を開催します。				
実施主体		市社協				
協力団体		市原市（行政）				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催（年２回程度）				

地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催

事業内容	**対象**	地区社協、小域福祉ネットワーク				
	方針	地域福祉を取り巻く環境の動向などについて、圏域を超えて関係者間で共有することで、地域福祉活動の活性化を促進します。				
	方法	地域に顕在化・潜在化する生活課題に対する認識や、その解決のために必要な視点や期待される役割、具体的な取り組みの方向性など、地域福祉の学びを深めることを目的とした研修会を開催します。				
実施主体		市社協				
協力団体		市原市（行政）				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	―	実施	―	実施
		地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催（隔年１回）				

基本目標２「地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり」【共創】

２-１　地域で孤立させない取組の強化

悩みや困りごとを抱える人や世帯が孤立しないよう、また、必要な支援が受けられるよう、身近な地域での相談支援活動や見守り活動を展開するとともに、地域住民同士による支え合い・助け合い活動の充実を図ります。

２-１-１　寄り添い支えていく体制の強化

重点的な取組７

いちはら地域連携型相談支援事業の推進【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">地域住民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">市社協と地区社協の連携・協働のもと、身近な地域で地域住民が抱える生活課題を把握し、その解決を図るための相談支援活動を展開します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○地域の様々な団体の活動を通じて、地域住民の異変に早期に「気づき」、適切な支援に「つなぎ」、その後の様子を地域で緩やかに「見守る」までの一連の相談プロセスの普及・定着を図ります。
○地域の支援を必要としている事例に対して、地域の関係者が協力して具体的な支援方法を検討するための地域主体の「ケース会議」を適宜開催します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協、地区社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地区社協の構成団体、地域包括支援センター（地区福祉総合相談センター）（注１８）など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="6">○身近な地域での相談支援活動の普及・推進・充実
○地域主体のケース会議の開催（適宜）</td></tr>
</table>

（注１８）地域包括支援センター（地区福祉総合相談センター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が配置され、介護予防マネジメント、介護や生活全般に関する相談、権利擁護などの業務にあたっている。令和４年度から市内の各地域包括支援センターでは、高齢者の介護や福祉に関する相談に加え、世代や分野を問わず幅広い福祉の総合相談に対応する窓口として運営されている。

重点的な取組８

民生委員・児童委員活動の支援【継続】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">民生委員・児童委員</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">地域住民からの相談に応じ、適切な機関への橋渡しや地域での見守りなど、生活課題の解決にあたる「民生委員・児童委員」の活動支援に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○「市民児協」の事務局として、２つの専門部会（相談支援部会、主任児童委員部会）の取り組みを支援し、組織的な相談支援体制の構築や、子どもや子育て世帯への支援活動の充実を図ります。
○「民生委員・児童委員」の存在について地域住民や関係機関・団体などに理解を促すために、委員と一体となった周知活動に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市原市（行政）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">民生委員・児童委員活動の充実に向けた支援</td></tr>
</table>

関連する取組

安心生活見守り支援事業

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">小域福祉ネットワーク</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">一人暮らし高齢者や障がい者世帯、高齢者のみ世帯などの「社会的孤立」を防ぐために実施される定期的な見守り・声かけ活動を支援します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○身近な地域での見守り・声かけ活動が円滑かつ継続的に展開されるよう、活動の担い手である「安心訪問員」を対象とした研修・交流会などを開催します。
○定期的な見守り・声かけを必要とする（必要と思われる）方が活動につながるよう、高齢者や障がい者支援に携わる専門職などへの情報発信を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地域包括支援センター（地区福祉総合相談センター）、市原市（行政）など</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">見守り・声かけ活動の支援（相談受付、安心訪問員基礎研修、フォローアップ研修、安心訪問員交流会の開催など）</td></tr>
</table>

地域福祉支援事業

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">地区社協、小域福祉ネットワーク</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「歳末たすけあい運動」の一環として、運動期間中に地区社協や小域福祉ネットワークが取り組む先駆的・開拓的な実践事業を支援します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">共同募金会の「配分金」を財源に助成金を交付するほか、地区担当職員を通じて生活支援の充実・強化につながる事業の企画・立案などの支援に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">地域福祉支援事業の拡充に向けた支援</td></tr>
</table>

2-1-2　生活を支えるための体制の強化

重点的な取組９

生活支援体制整備事業の推進【継続】［市原市受託事業］

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">高齢者など</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者などの自立した日常生活を地域全体で支えるための仕組みづくりを推進します。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○市社協職員が「第１層・第２層生活支援コーディネーター」を担い、高齢者などを支える仕組みづくりに向けて、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役として活動します。
○地区ごとの支え合いの仕組みづくりを協議・検討する場として、中域福祉圏ごとに設置した「第２層協議体」の円滑な運営と活性化を支援します。
○市原市（行政）との連携・協働のもと、市原市全体の課題などについて協議・検討する「第１層協議体」と「第２層協議体」の重層的な連携体制の構築を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">第２層協議体、第１層協議体、市原市（行政）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○生活支援コーディネーターによる一体的な活動の推進
○第２層協議体の運営支援・活性化支援（専門アドバイザーによるフォローアップ研修の開催など）</td></tr>
</table>

関連する取組

日常生活支援事業

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">地域住民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">地区社協が主体となって、公的制度や民間サービスで補えない日常生活上のちょっとした困りごとの解決に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○地域住民同士が気兼ねなく支え合う「住民参加型在宅福祉サービス」（草刈りや庭木の剪定、住居の整理など）の拡充を図るとともに、公的な財源（介護保険制度における訪問型サービスＢ）の活用を促進します。
○住民参加型在宅福祉サービスで補えない困りごとの解決に向けて、課題を絞って活動する「事業化・活性化推進サービス」（新たにサービスとして加えたい取り組み・仕組みの試行）の拡充を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">地区社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市社協、小域福祉ネットワーク、町会・自治会、地区民児協など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○住民参加型在宅福祉サービスの実施
○事業化・活性化推進サービスの実施</td></tr>
</table>

生活福祉資金貸付事業［千葉県社会福祉協議会受託事業］

事業内容	**対象**	低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯など				
	方針	資金の貸付による経済的な援助にあわせて、必要な相談支援を行うことによって、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。				
	方法	○資金を借り受けた世帯に対して、「民生委員・児童委員」や「いちはら生活相談サポートセンター」などと連携した継続的な相談支援活動を通じて、生活の立て直しと自立に向けた支援を行います。 ○「コロナ特例貸付」を借り受けた世帯に対して、定期的なアプローチにより生活課題の把握に努め、「いちはら生活相談サポートセンター」などと連携したフォローアップ支援を行います。				
実施主体		市社協				
協力団体		市民児協、いちはら生活相談サポートセンター、市原市（行政）など				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		○資金の貸付を通じた支援（相談受付、資金貸付、生活課題の解決に向けた相談支援など） ○いちはら生活相談サポートセンター支援調整会議への参画				

いちはらファミリー・サポート・センター事業［市原市受託事業］

事業内容	**対象**	育児の援助を受けたい方、育児の援助を行いたい方				
	方針	子育て世帯の仕事と育児の両立を支援します。				
	方法	おおむね生後６ヶ月以上小学校６年生までの児童を養育している世帯（利用会員）に対して、事業の協力者（協力会員）が対象児童の一時預かりなどの援助を行います。				
実施主体		市社協				
協力団体		市原市（行政）				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		アドバイザーによる利用会員と協力会員間の連絡調整、広報啓発、協力会員を対象とした研修会・交流会の開催など				

出産前後家事等サポート事業［市原市受託事業］

事業内容	**対象**	家事や育児の援助を受けたい方				
	方針	母親が出産前後にある世帯の家事や育児を支援します。				
	方法	妊娠中または出産後１年以内で、昼間に手伝いをしてくれる人がいない世帯（派遣対象者）に対して、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行います。				
実施主体		市社協				
協力団体		市原市（行政）、訪問介護事業所				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		コーディネーターによる派遣対象者とホームヘルパー間の連絡調整、広報啓発など				

送迎ボランティアサービス事業

事業内容	**対象**	既存の交通手段での移動が困難な高齢者や障がい者など				
	方針	高齢者や障がい者などの社会参加を促進します。				
	方法	高齢者や障がい者など（利用者）に対して、事業の協力者（運転ボランティア）が専用の福祉車両を用いて、通院をはじめとする外出の援助を行います。				
実施主体		市社協				
協力団体		送迎ボランティアの会、市原市（行政）				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		利用者と運転ボランティア間の連絡調整、広報啓発、運転ボランティア養成講座・フォローアップ研修会の開催など				

福祉カー貸出事業［市原市受託事業］

事業内容	**対象**	障がい者や高齢者及びその家族、社会福祉団体、社会福祉法人など				
	方針	障がい者や高齢者などの社会参加を促進します。				
	方法	リフト付ワゴン車（福祉カー）の貸出を行います。				
実施主体		市社協				
協力団体		市原市（行政）				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		福祉カーの貸出				

居宅介護支援事業所の運営

事業内容	**対象**	介護を必要とする高齢者及びその家族、地域福祉関係者				
	方針	ケアマネージャー（介護支援専門員）による介護保険サービスの提供を第一としながらも、市社協が設置・運営する居宅介護支援事業所として、高齢者の地域生活を支えるための施策への関わりを強化します。				
	方法	○介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるよう、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整などを行います。 ○ケアマネージャー（介護支援専門員）が有する専門的知識や技術などを活かして、地域福祉の推進に必要な情報提供や助言などの支援に努めます。				
実施主体		市社協				
協力団体		―				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		○介護保険サービスの提供 ○地域福祉の推進に必要な情報提供や助言など				

2-2　地域福祉力の向上

第 7 次活動計画との連携のもと、地域が一体となって地域づくりを進めるために策定した第３次地区行動計画の推進を図ります。また、社会福祉法人・福祉施設や企業などの主体的な参画と協働による地域づくりを推進します。

2-2-1　地域の実情に応じた地域福祉活動の推進

重点的な取組１０

地区行動計画の推進【拡充】

事業内容	**対象**	地域福祉関係者				
	方針	第 7 次活動計画と共通の理念・目標のもと、地区社協が中心となって中域福祉圏ごとに策定した「第３次地区行動計画」の着実な推進を図ります。				
	方法	○「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進していくために、福祉分野に限らず、地域づくりを行うことのできる地域の多様な主体の参画を求めるとともに、それぞれの組織・団体の特性に応じた役割分担の明確化を図ります。 ○第７次活動計画と第３次地区行動計画の連動性を高めるために、進行管理や評価・検証を一体的に行うとともに、より効果的・効率的な事業活動の展開を図ります。				
実施主体		地区行動計画推進委員会				
協力団体		市社協、地区社協など				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	中間評価	継続	最終評価
		○第３次地区行動計画に基づく取り組みの展開 ○地区行動計画推進委員会の開催（各地区年３回程度）				

2-2-2　多様な主体との連携体制の強化

重点的な取組１１

社会福祉法人の公益的な取組との連携【拡充】

事業内容	**対象**	社会福祉法人・福祉施設				
	方針	社会福祉法人・福祉施設による「地域における公益的な取組」と住民主体による「地域福祉活動」の結びつきを促進します。				
	方法	○他分野に先駆け連携づくりに取り組んだ高齢者分野の社会福祉法人・福祉施設に対して、新たな協働活動を提案するなど、地域に寄り添った取り組みの展開を図ります。 ○高齢者分野に倣い、障がい分野や児童分野の法人・施設においても「地区行動計画推進員会」や「第２層協議体」への参画を求めるなど、地区ごとの連携体制を構築し、協働活動の展開につなげます。 ○法人・施設と地域活動団体による協働活動の様子について、市社協のホームページなどを通じて、広く市民に周知を図ります。				
実施主体		市社協、地区社協				
協力団体		地区行動計画推進委員会、第２層協議体など				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		検討・実施	実施	継続	継続	継続
		○新たな協働活動の提案・実施 ○障がい分野及び児童分野との顔の見える関係の構築				

重点的な取組１２

企業の社会貢献活動との連携【新規】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">企業</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">企業における「社会貢献活動」と住民主体による「地域福祉活動」が相互にメリットを享受することのできる関係づくりに取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○企業の「やりたい」想いと地域の「足りない」部分をつなげるための相談窓口を新たに開設するなど、社会貢献活動と地域福祉活動のマッチング（橋渡し）に取り組みます。
○企業と地域活動団体による協働活動の様子について、市社協のホームページなどを通じて、広く市民に周知を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地区社協、市原商工会議所、市原市臨海部工場連絡会、市原市（行政）など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">検討・実施</td><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○企業と地域を結ぶ新たな相談窓口の開設
○企業へのアプローチ方法の検討・実践・拡充</td></tr>
</table>

基本目標３「地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり」【共生】

３-１　地域で活動する人材の育成

学校から地域まで幅広く、全ての年齢層を対象とした福祉教育を実践していくとともに、市社協が設置・運営するボランティアセンターの機能を効果的に活用するなど、地域福祉を支える人材の確保・育成・定着に取り組みます。

重点的な取組１３

福祉教育の推進【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">市民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">福祉や地域についての理解・関心を深めるとともに、地域づくりへの参画のきっかけとなることを目的に、福祉の学びの機会の提供に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○児童・生徒からシニア層まで幅広い年代にアプローチを行い、福祉の学びの機会となる「福祉教育出前講座」を実施し、福祉の心の醸成を図るとともに、地域福祉活動の理解者・支援者の拡充に取り組みます。
○地域福祉関係者との連携・協働活動に加え、福祉の専門的な技術や知識を有する社会福祉法人・福祉施設と連携・協働したプログラムを開発するなど、出前講座メニューの充実を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地区社協、小域福祉ネットワーク、社会福祉法人・福祉施設、小学校・中学校・高校、企業、高齢者の通いの場など</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>検討・実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">福祉教育出前講座メニューの充実・実施</td></tr>
</table>

重点的な取組１４

ボランティア活動の推進【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">ボランティア活動者、ボランティア活動に関心を持つ方</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">地域住民による自主的・自発的なボランティア活動を総合的に推進・支援するとともに、地域生活課題の解決を図る人材の確保・育成に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○ボランティアを受け入れる社会福祉法人・福祉施設との連携体制を強化するなど、ボランティアの継続的な活動を支援するとともに、社会や地域のニーズに基づいた新たな活動者の確保・育成を図ります。
○地域生活課題の解決に向けて、地区社協や小域福祉ネットワークと調整のもと、ボランティア活動者と地域福祉活動の結びつきを促進するなど、地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地区社協、小域福祉ネットワーク、市原市（行政）など</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○ボランティア支援機能の充実・強化
○地域生活課題の解決を図る人材の確保・育成</td></tr>
</table>

関連する取組

人材育成事業

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">地域住民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">地区社協が主体となって、地域福祉活動を安定して継続させるための新たな担い手の確保・育成・定着に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○地域福祉活動に気軽に触れることができる場や機会の提供や、それぞれの地域が抱える生活課題に関心を持ってもらうための講座・研修会などを開催します。
○地域を支える人材がやりがいを感じ活躍し続けることができるよう、フォローアップを目的とした講座・研修会などを開催します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">地区社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市社協、小域福祉ネットワーク、町会・自治会、地区民児協など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td colspan="2">８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="6">人材育成事業の実施</td></tr>
</table>

３-２　権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくなっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制の構築を図ります。

重点的な取組１５

市原市成年後見支援センター機能の充実【継続】[市原市受託事業]

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">市民</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「成年後見制度」の中核機関として、制度周知及び利用に関する相談や支援体制の強化を図り、適切な制度の利用に向けた包括的な支援を行います。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○制度の利用促進に向けた広報・啓発活動や相談機能（一般相談・弁護士相談）の拡充を図ります。
○制度利用の要否や受任者調整のため、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）や支援関係者による「受任者調整会議」を実施します。
○市民を対象とした後見人の養成・普及・定着に取り組みます。
○後見人の活動支援を行うとともに、必要なケースに応じて支援に携わる関係者間で情報共有を図りチーム制による支援に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市原市（行政）、地域包括支援センター、相談支援事業所、中核地域生活支援センターいちはら福祉ネット（注１９）、いちはら生活相談サポートセンター、司法・医療機関、関係施設など</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○広報・啓発、相談の受付（一般相談・弁護士相談、訪問相談）
○受任者調整会議の開催
○後見人の活動支援
○市民後見人の養成・普及、フォローアップ研修の実施</td></tr>
</table>

（注１９）中核地域生活支援センターいちはら福祉ネット

千葉県からの委託により、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などに対して、２４時間３６５日体制で、分野横断的で包括的な相談支援、関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域的で高度な専門性が必要なケースなどへの寄り添い型の支援を行っている。

関連する取組

法人後見業務の実施

事業内容	**対象**	成年後見制度の利用相当の方で、後見人となる候補者が不在な方				
	方針	成年後見制度の利用を促進するため、市長申立（注２０）案件など適切な後見人などの候補者が不在の場合に、市社協が後見人等となり、本人の意思を尊重した支援を行います。				
	方法	受任者調整会議にて市社協が後見人、保佐人、補助人などの候補者として選定された場合に、家庭裁判所へ申立を行い、審判に基づく法人後見を実施します。				
実施主体		市社協				
協力団体		市原市（行政）、支援機関など				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		法人後見業務の実施				

福祉サービス利用援助事業［千葉県社会福祉協議会受託事業］

事業内容	**対象**	高齢や障がいなどにより判断能力が不十分な方				
	方針	判断能力が不十分になっても自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行います。				
	方法	専門員や生活支援員（いずれも市社協職員）が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援、郵便物の確認などを行います。				
実施主体		市社協				
協力団体		地域包括支援センター（地区福祉総合相談センター）、支援機関、市原市（行政）など				
計画進行		**８年度**	**９年度**	**１０年度**	**１１年度**	**１２年度**
		実施	継続	継続	継続	継続
		福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など				

（注２０）市長申立

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合に、市長が家庭裁判所への後見制度の申立を行うこと。

3-3　災害対応力の向上

いつ、どこで起こるか分からない自然災害への備えとして、平時から地域の多様な活動主体との協力体制の構築とその具現化を図るとともに、災害ボランティア活動を支える人材の確保・育成・定着に取り組みます。

重点的な取組１６

災害ボランティアセンター運営体制の整備・強化【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">災害により被災された方</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">市原市内で大規模な災害が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合に設置する「災害ボランティアセンター」の運営体制の整備・強化を図ります。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○市原市（行政）と締結した「市原市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、多様な関係者との平時からの連携・協働体制を構築します。
○千葉県社協の主導により県内全ての市町村社協が導入した「災害ボランティアセンター運営支援システム」（情報通信技術 ICT）を効果的に活用し、センター業務のデジタル化を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市原市（行政）、災害支援活動に取り組む関係機関・団体など</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○多様な関係者との連携・協働体制の構築
○災害ボランティアセンター業務のデジタル化</td></tr>
</table>

重点的な取組１７

災害ボランティアの確保・育成・定着【拡充】

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">災害ボランティア活動に関心のある方</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">災害ボランティア活動を効果的に実施するために、ボランティアとして活躍する人材の確保・育成・定着に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○災害ボランティア活動に関する基礎的・基本的な知識や技術の習得を目的とした養成講座を開催し、災害ボランティアの確保（希望者による事前登録）を図ります。
○事前登録した災害ボランティアを対象に、スキルアップを目的としたフォローアップ講座を開催するとともに、平時から活躍できる場や機会を提供するなど、災害ボランティアの育成・定着に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">災害支援活動に取り組む組織・団体など</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○災害ボランティアの確保・育成・定着</td></tr>
</table>

関連する取組

市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">災害支援活動に取り組む（取り組みが期待される）機関・団体</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">近年の激甚化・頻発化する自然災害への備えを充実させるために、多様な機関・団体との連携・協働体制の強化を図ります。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○現在の構成機関・団体に加え、新たに災害支援活動に取り組む、または取り組みが期待される多様な主体の参画を求めるとともに、それぞれの機関・団体が持つ特性や資源を結集できる体制づくりに取り組みます。
○防災・災害対応に関する情報交換・共有を図るとともに、災害時における連携方策を協議・検討することを目的とした連絡会議を開催します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市原市（行政）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">○多様な機関・団体とのつながりの構築・強化
○市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催（年５回程度）</td></tr>
</table>

災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">市社協職員、地域福祉関係者、災害ボランティア</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「災害ボランティアセンター」を迅速かつ円滑に設置・運営するために、地域福祉関係者や災害ボランティア、関係機関・団体などとの連携・協働体制の確立を図ります。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○市社協が策定した「事業継続計画（ＢＣＰ）」及び「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づいた訓練を実施し、各班の活動内容や役割分担の明確化を図ります。
○訓練の検証結果などを踏まえ、「事業継続計画（ＢＣＰ）」及び「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を適宜改訂します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の構成機関・団体など</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施（年１回）</td></tr>
</table>

福祉避難所開設運営訓練の実施

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">市社協職員、地域福祉関係者、災害ボランティア</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">「福祉避難所」（注２１）を迅速かつ円滑に開設・運営するために、地域福祉関係者や災害ボランティアなどとの連携・協働体制の確立を図ります。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○「事業継続計画（ＢＣＰ）」及び指定管理施設ごとに策定した「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づいた訓練を実施し、各班の活動内容や役割分担の明確化を図ります。（輪番方式により実施）
○訓練の検証結果などを踏まえ、「事業継続計画（ＢＣＰ）」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル」を適宜改訂します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">地区社協、小域福祉ネットワーク、地区民児協、市原市（行政）など</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">福祉避難所開設運営訓練の実施（年１回）</td></tr>
</table>

災害支援ボランティア事業

<table>
<tr><td rowspan="3">事業内容</td><td>対象</td><td colspan="5">地域住民、地域福祉関係者、災害ボランティア</td></tr>
<tr><td>方針</td><td colspan="5">地区社協が主体となって、いつ起こるか分からない災害に備えて、平時から「災害にも強い地域づくり」に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="5">○防災・減災に関する意識の向上や知識の普及啓発など、地域防災力の向上に資するための講座・研修会などを開催します。
○市社協が実施する「災害ボランティアセンター設置運営訓練」と連動した「サテライト災害ボランティアセンター設置運営訓練」を実施します。
（輪番方式による実施）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">地区社協</td></tr>
<tr><td colspan="2">協力団体</td><td colspan="5">市社協、小域福祉ネットワーク、町会・自治会、地区民児協など</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">計画進行</td><td>８年度</td><td>９年度</td><td>１０年度</td><td>１１年度</td><td>１２年度</td></tr>
<tr><td>実施</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td><td>継続</td></tr>
<tr><td colspan="5">災害支援ボランティア事業の実施</td></tr>
</table>

（注２１）福祉避難所

災害発生時に、市原市地域防災計画に基づき一般の指定避難所では避難生活をおくることが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者がいる場合又はその可能性がある場合に設置され、特別な配慮を要する方々を受け入れる施設のこと。市原市（行政）では、令和８年２月現在、市内２９ヶ所の社会福祉施設等を福祉避難所に指定している。

第５章

計画の推進と評価

1 計画の推進体制

第７次活動計画で目指すまちづくりを実現していくために、市社協の役職員で構成する正副会長会議、常任委員会、地域福祉活動計画推進本部会議などを活用して計画を推進します。

（１）市社協正副会長会議・常任委員会、理事会・評議員会

市社協役員等で構成する各種会議において進捗状況の確認や課題の共有化を図るとともに、定期的な点検・評価を行います。

（２）地域福祉活動計画推進本部会議・職員連絡調整会議

市社協職員で構成する定例的な会議において進捗状況の確認や課題の共有化を図るとともに、定期的な点検・評価を行います。

中域福祉圏ごとに配置された地区担当職員が各地区の地区行動計画の進捗状況を把握し、その推進が図られるよう検討を行います。

（３）地域福祉活動実践者からの意見集約

地域福祉活動実践者で構成する次の各種会議にて意見集約を適宜行い、取り組みの推進につなげます。

○地区社協連絡会
○いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議
○市原市民生委員児童委員協議会正副会長・部会長会議、理事会
○市内１２地区の地区行動計画推進委員会

2 進行管理と評価

（１）進行管理の考え方

第７次活動計画の実行（実効）性を高めていくために、これまでの計画と同様に PDCA サイクル（Plan=計画、Do＝実践、Check=進行管理、Action=改善）に基づく進行管理を行います。

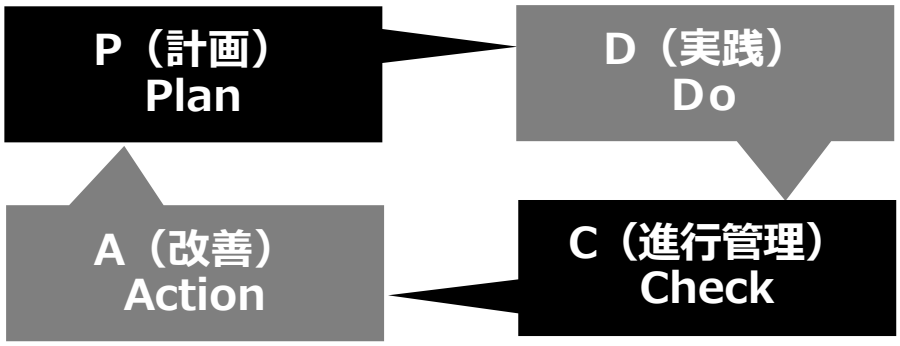

（２）進行管理と評価のプロセス

＜第１次評価＞

市社協職員で構成する「地域福祉活動計画推進本部会議」及び「職員連絡調整会議」において、計画の進捗状況の点検や施策の達成状況を評価するとともに、課題の抽出などを行い、市社協の「正副会長会議」及び市社協理事で構成する「常任委員会」に報告します。

＜第２次評価＞

市社協の「正副会長会議」及び「常任委員会」において、進捗状況や施策の結果・成果を評価するとともに、課題や改善事項の検討を行います。

＜年度評価の報告＞

市社協の「理事会」及び「評議員会」において、上記のプロセスを経てとりまとめた進捗状況や評価の結果を報告します。

中間年度・最終年度の検証評価

第７次活動計画では、中間年度（３年目）と最終年度（５年目）に、第３次地区行動計画と連動性を高めるために一体的な検証・評価を行います。中間年度は、施策の方向性や地区ごとの取り組みの成果・課題、実践事例の共有を図り、効果的な取り組みを推進していくための検証を行い、最終年度は、両計画の総括評価を実施し、次期計画の策定に反映していきます。

進行管理・評価の流れ《単年度》

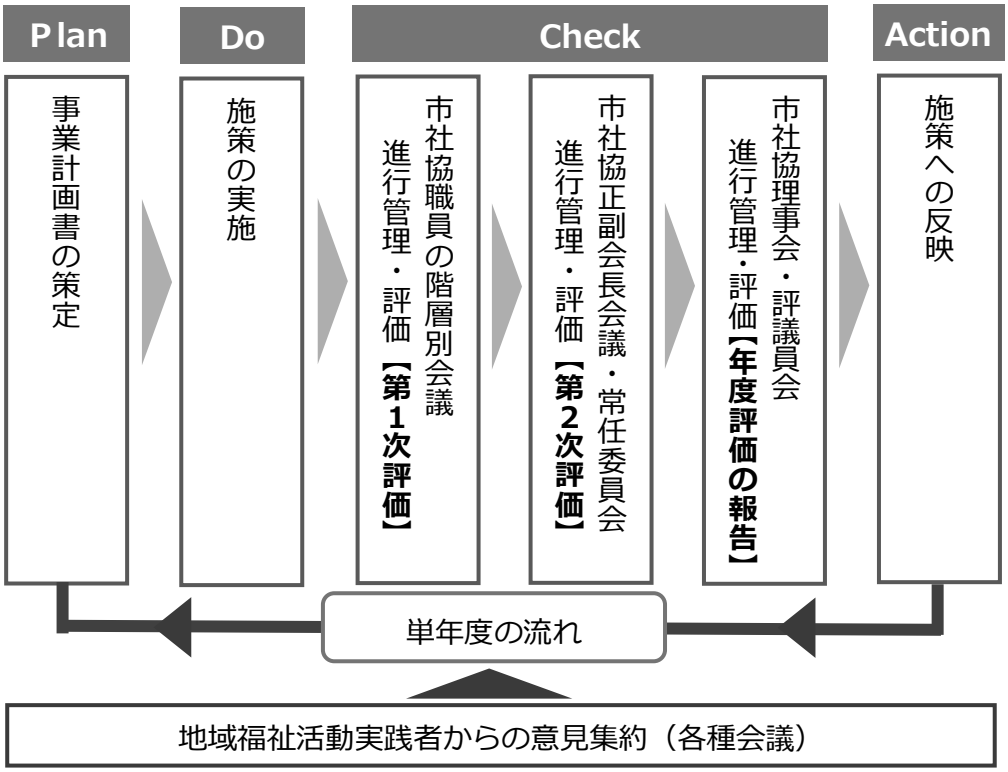

進行管理・評価の流れ《中間・最終年度》

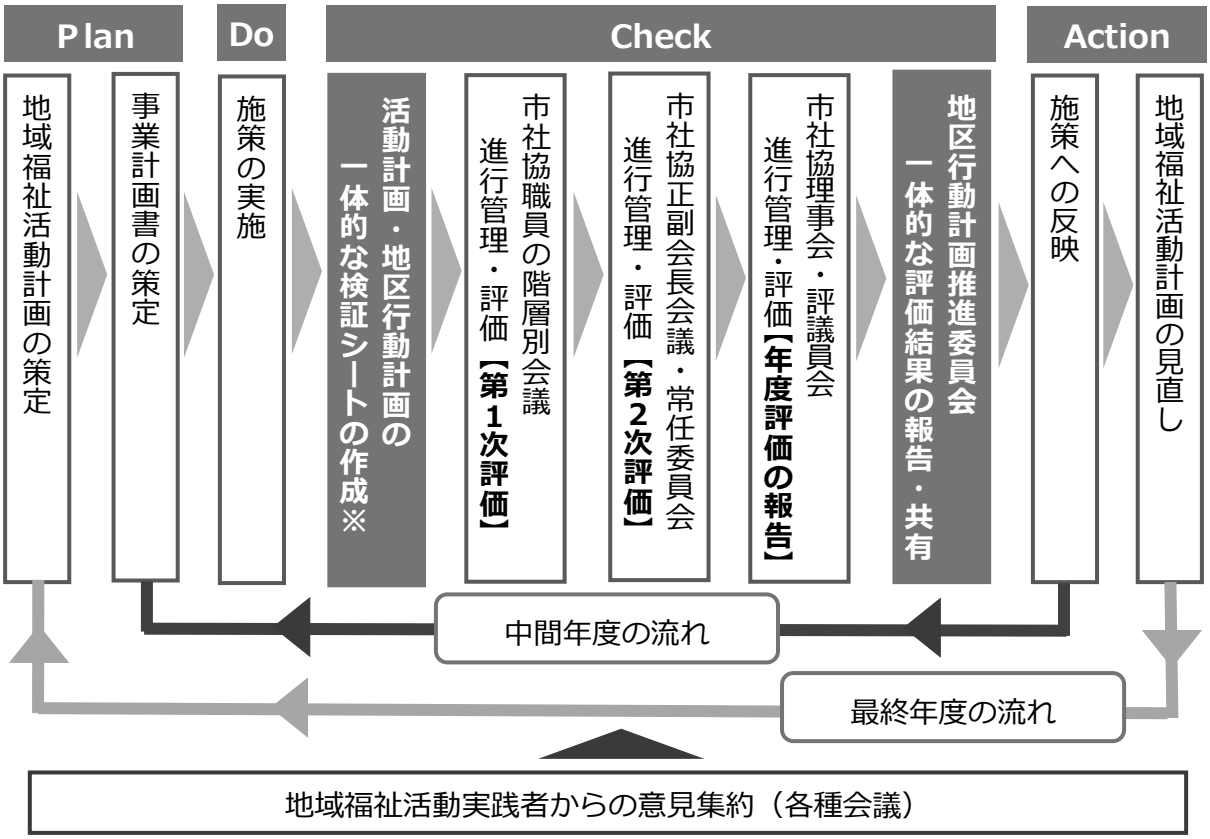

※検証シートは、施策ごとの取り組みの成果・課題や実践事例の共有を図るとともに、その後の効果的な取り組みの推進や次期計画の策定に反映させるために策定するものです。

3 計画の指標

第７次活動計画における施策の達成度や進捗状況を点検・評価するために、以下のとおり指標を設定します。

基本目標１「地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり」【共感】

取組	指標	現状値 (R7 実績値)	目標値		
			R8	R10	R12
地域福祉活動の見える化・見せる化の推進	SNS 投稿回数（年間）	499 回	550 回	700 回	800 回
生活困窮者支援活動の推進	お米寄付数量（年間）	2,865kg	3,000kg	3,200kg	3,400kg
	食料・日用品等寄付数量（年間）	4,142kg	4,200kg	4,400kg	4,600kg
	お米・食料品等配布世帯数（年間延べ数）	227 世帯	300 世帯	360 世帯	420 世帯
	制服・学用品等寄付数量（年間）	318 点	350 点	500 点	600 点
	制服・学用品等配布世帯数（年間延べ数）	93 世帯	100 世帯	150 世帯	250 世帯
お互いさまの地域づくり事業	事業実施地区・会場数	7 地区 9 会場	7 地区 9 会場	10 地区 14 会場	12 地区 20 会場
共生型サロン事業の推進	会場数（年間）	64 会場	64 会場	67 会場	70 会場
子どもの居場所づくり活動の推進	会場数（年間）	8 地区 12 会場	8 地区 12 会場	10 地区 16 会場	12 地区 20 会場
地区社協の活動・運営支援	活動者数 （年間延べ人数）※１	15,067 名	15,100 名		
小域福祉ネットワークの活動・運営支援	活動者数 （年間延べ人数）※２	37,362 名	37,400 名		

※１ 各種会議参加者、事業（共生型サロン、子どもの居場所（地域・子ども食堂、学習支援）、福祉バザー、日常生活支援、相談支援、人材育成、災害支援ボランティア、お互いさまの地域づくりなど）活動者の合計値

※２ 各種会議参加者、事業（安心生活見守り支援、高齢者、子ども、地域、障がい、地域、環境、防災・防犯分野など）活動者の合計値

基本目標２「地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり」【共創】

取組	指標	現状値 (R7 実績値)	目標値		
			R8	R10	R12
いちはら地域連携型相談支援事業の推進	ケース会議で検討した事例数（年間延べ件数）	68 件	75 件	90 件	100 件
民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員の充足率（%）	88% (R7.12 改選時)	88%	90%	92%
生活支援体制整備事業の推進	第２層協議体への参画団体数	138 団体	140 団体	150 団体	160 団体
日常生活支援事業	住民参加型在宅福祉サービス実施地区数	10 地区	10 地区	11 地区	12 地区
	事業化・活性化推進サービス実施地区数	4 地区	4 地区	8 地区	12 地区
地区行動計画の推進	地区行動計画推進委員会開催回数（年間）※３	44 回	24 回	36 回	48 回
社会福祉法人の公益的な取組との連携	地区行動計画推進委員会及び第２層協議体の参画法人数	16 法人	17 法人	23 法人	29 法人
企業の社会貢献活動との連携	新規相談企業数	―	5 社	15 社	25 社
	地域福祉活動へ参画した企業数（年間延べ数）	12 社	12 社	20 社	30 社

※３ 地区行動計画策定に伴う会議回数の合計値

基本目標３「地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり」【共生】

取組	指標	現状値 (R7 実績値)	目標値		
			R8	R10	R12
福祉教育の推進	福祉教育出前講座実施回数（年間）※４	20 回 (2 回)	20 回 (5 回)	25 回 (10 回)	30 回 (15 回)
ボランティア活動の推進	ボランティア登録者数	3,561 名	3,600 名		
	ボランティア活動者数（年間延べ人数）	42,134 名	42,150 名		
	ボランティア登録者のうち地域福祉活動に参加した活動者数※５（年間延べ団体・個人）	29 団体 42 名	30 団体 45 名	35 団体 55 名	40 団体 65 名
人材育成事業	事業実施地区数	8 地区	8 地区	10 地区	12 地区
市原市成年後見支援センター機能の充実	相談件数（年間・新規）	276 件	280 件	350 件	400 件
	チーム支援件数（年間）	6 件	6 件	10 件	20 件
	市民後見人の活動者数（年間・実数）	12 名	12 名	20 名	30 名
災害ボランティアの確保・育成・定着	災害ボランティア事前登録者数（年間）	146 名	155 名	175 名	200 名
災害支援ボランティア事業	事業実施地区数	8 地区	8 地区	10 地区	12 地区

※４　括弧内の数字は福祉教育出前講座を実施したうち、社会福祉法人・福祉施設と連携した回数の合計値

※５　年度末に提出される活動報告書において、地域福祉活動への参加実績のあったボランティア団体の団体数・個人ボランティアの人数

資　料

計画策定の検討経過

市社協役員等における計画策定の検討経過

開催日	会議名	検討内容
令和６年 １０月　７日	市社協正副会長会	○第６次活動計画・第２次地区行動計画 改定スケジュール説明
１０月３０日	市社協理事会	
１１月２６日	地区社協連絡会	
令和７年 １月２１日	市社協正副会長会	○骨子案について ・第７次活動計画骨子案（章立） ・第６次活動計画成果（自己評価）と課題 ・第７次活動計画施策の体系案
１月２８日	地区社協連絡会	○骨子案に対する意見集約 ・第７次活動計画骨子案（章立） ・第６次活動計画成果（自己評価）と課題 ・第７次活動計画施策の体系案
２月１２日	市社協常任委員会	○骨子案について
２月１７日	いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議	○骨子案に対する意見集約 ・第７次活動計画骨子案（章立） ・第６次活動計画成果（自己評価）と課題 ・第７次活動計画施策の体系案
３月１８日	市社協理事会	○骨子案について ・第７次活動計画骨子案（章立） ・第６次活動計画成果（自己評価）と課題 ・第７次活動計画施策の体系案
３月２６日	市社協評議員会	
４月３０日	市民児協代議員会	○骨子説明
５月～９月	地区行動計画推進委員会（１２地区）	○骨子説明
９月１０日	市社協正副会長会	○素案たたき台について
９月３０日	地区社協連絡会	○素案たたき台に対する意見集約
１０月　８日	市社協常任委員会	○素案たたき台について
１０月２１日	いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議	○素案たたき台に対する意見集約
１０月３１日	市社協理事会	○素案たたき台について
１２月１０日	市社協正副会長会	○素案について
１１月～１２月	地区行動計画推進委員会（１２地区）	○素案たたき台説明

市社協役員等における計画策定の検討経過

開催日	会議名	検討内容
令和８年 ２月１８日	市社協正副会長会	○最終案について
３月　４日	市社協常任委員会	
３月　９日	いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議	○最終案説明
３月１３日	地区社協連絡会	
３月１７日	市社協理事会	○最終案について
５月１３日	市社協正副会長会	○最終案（理事会上程案）について
６月　３日	市社協理事会	○最終案上程
６月２３日	市社協評議員会	○報告

市社協職員における計画策定の検討経過

開催日	会議名	検討内容
毎月定例開催	地域福祉活動計画推進本部会議	○骨子案、施策体系案、素案、最終原案の作成
令和７年２月 ～ 令和８年５月 随時開催	地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム	○骨子案、施策体系案、素案、計画指標、最終原案の作成

第７次市原市地域福祉活動計画【前期計画】

令和８（２０２６）年度 ～ 令和１２（２０３０）年度

発行年月　令和８（２０２６）年７月
発　　行　社会福祉法人市原市社会福祉協議会
〒290-0075 千葉県市原市南国分寺台 4-1-4
TEL 0436-24-0011　FAX 0436-22-3031
HP（ホームページ） http://www.ichihara-shakyo.or.jp

(旧 Twitter)　Facebook　YouTube　公式 LINE　instagram